

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		栃木市産後ケア事業利用の決定
根拠法令等及び条項		栃木市産後ケア事業実施要綱 第3条、第6条、第7条、第8条、第10条第1項第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市産後ケア事業実施要綱 第3条、第6条、第7条、第8条、第10条第1項第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年3月20日設定 令和4年8月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市産後ケア事業実施要綱抜粋</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する出産後1年を経過しない女子及び乳児のうち、家族等から家事、育児等の援助が十分に受けられない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療処置の必要な者を除く。</p> <p>(1) 出産後の回復に不安があり、支援が必要と認められる者</p> <p>(2) 育児に対する不安が強く、支援が必要と認められる者</p> <p>(3) 日常生活に対する不安が強く、支援が必要と認められる者</p> <p>(4) その他市長が支援を必要と認めた者</p> <p>(事業の利用期間)</p> <p>第6条 事業の利用期間は、出産後1年になるまでの期間において、7日間を上限とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用を希望する日の7日前までに栃木市産後ケア事業利用申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭又は電話による申請を行い、事後速やかに申請書を提出するものとする。</p> <p>(利用の決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、栃木市産後ケア事業利用決定(却下)通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業を委託して実施する</p>	

場合は、事業者と調整を行うものとする。

(利用の変更)

第10条 事業の利用を変更しようとする利用者は、栃木市産後ケア事業利用変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、利用の変更の可否を決定し、栃木市産後ケア事業利用変更決定(却下)通知書(別記様式第5号)により利用者に通知するものとする。